

産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会 ガスシステム改革保安対策ワーキンググループ（第2回） - 議事要旨

日時：平成27年9月24日（木曜日）10時00分～11時50分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

出席者

座長

倉淵座長

委員

赤穂委員、久本委員、三浦委員、吉川委員

専門委員

内倉専門委員、金子専門委員、杉森専門委員、早田専門委員

事務局

三木大臣官房審議官（産業保安担当）、岡野保安課長、大本ガス安全室長、藤本ガス市場整備課長 他

議題

1. ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について
2. 内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について
3. 小売全面自由化後の事故報告の在り方について
4. 勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について
5. その他

議事概要

各議題の審議状況、委員の発言は以下の通り。

（1）ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について

事務局より資料2を説明した後、委員より次の意見があった。

- ガス漏れ等における緊急時対応について、需要家から小売事業者へ直接電話連絡があった場合、導管事業者が対応すべき事案であっても、最低限のことは対応すべきではないか。
- 導管事業者と小売事業者の間で共有すべき情報について、必要なものとそうでないものをしっかり整理していただきたい。また、需要家と導管事業者の間でトラブル等が生じた場合、その間の連絡・調整を小売事業者が行ってはどうかとしているが、その方がかえってトラブルが拡大する場合もあり得るので、その点についてはあまり硬直的な運用は行わない方がよいのではないか。
- 今般の制度改革に伴い、導管事業者と小売事業者の責任範囲が区分されても、双方の事業者が連携・協力を図ることにより、引き続き需要家の目線に立って現在の保安水準を維持・向上していくことが重要。
- 大規模施設等の需要家に対する緊急時の対処方針に関し、導管事業者、小売事業者及び需要家の3者でその内容について予め取り決めておくようにとのことであるが、導管事業者と需要家の2者で取り決めた方が効率的な場合もあり得るので、本件について柔軟な運用にさせていただきようをお願いしたい。
- 非常時の対応に関し、需要家はどうか対応していかかわからないことが多いので、小売事業者におかれては、しっかり教育を受けた小売事業者が適切に需要家に周知するとともに、緊急時対応に係る情報を蓄積の上、導管事業者とも適切に共有することが重要。
- 座長より、資料2の見直し案は、大きな方向性が得られたということと、委員からご意見をいただいたので、これらを踏まえ事務局におかれては引き続きご検討をよろしく願いたい旨発言があった。

(2) 内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について

事務局より資料3を説明した後、委員より次の意見があった。

- 今回の都市ガスの小売自由化に伴う導管事業者と小売事業者の保安責任区分の分担について、全消費者にそれが伝わるよう予算もつけてPR活動をしっかりしていただきたい。
- 上記PR活動をしっかりやっていただくとともに、小売契約の際に導管事業者と小売事業者の保安責任区分の分担に関する詳細説明や周知徹底を行うことが非常に大事である。敷地内他工事について、具体的にどのような対策を講じているのか周知することも重要。
- 特殊な消費機器の設置に関し、販売事業者が設置する際、需要家に対して使用上の注意事項等の説明義務を負ってもらうような工夫が必要。
- 座長より、導管事業者と小売事業者が分かれることにより、逆に事故が多くなるようなことがないよう適切な対応を取って欲しい旨発言があった。また、委員からご意見等をいただいたので、これらを踏まえ事務局におかれては引き続きご検討をよろしくお願いしたい旨の発言があった。

(3) 小売全面自由化後の事故報告の在り方について

事務局より資料4を説明した後、委員より次の意見があった。

- ガス栓を区分として導管事業者と小売事業者の事故時の報告義務者が変わるので、この点について周知徹底することが極めて重要。
- ガス栓操作に由来する事故報告については小売事業者が事故報告を行うとしているが、その前にガス栓の操作に関する周知を導管事業者と小売事業者のどちらが責任をもって行うのかを整理した上で、事故報告を担う者（一義的な責任の所在）を整理すべきでないか。
- 上記意見に関し、事故が起こったときに導管事業者と小売事業者で責任の押し付け合いが起こるのでは困る。需要家との関係で一番接点を有するのは小売事業者であるので、今回のようなガス栓の操作に関する事故報告は小売事業者に対応していただきたい。
- ガス栓に係る事故報告について、ガス栓そのものが壊れるよりも、需要家による誤開放、誤使用に由来する事故がほとんどなので、これに対する再発防止策を講じるのは小売事業者が適当と考えられる。その一方で、導管事業者の協力も非常に重要なので、事故報告についてはお互い連携を図りながら進めていくのが適当と考える。
- ガス栓の操作の周知について、ガスのサービスを供給する責任という観点からも小売事業者が担うべき。
- ガス栓というものは頻繁に取り替えるものでもなく、そのガス栓に対する需要家も入れ替わることが多々あるので、需要家に接する機会の多い小売事業者がその操作方法を周知するのが適当。
- 座長より、本件については需要家の目線に立って事故の予防という観点から適切な役割分担、協力体制を構築することが重要との発言があった。また、委員からご意見等をいただいたので、これらを踏まえ事務局におかれては引き続きご検討をよろしくお願いしたい旨の発言があった。

(4) 勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について

事務局より資料5を説明した後、委員からの質疑を経て、座長より、事務局におかれては引き続きご検討をよろしくお願いしたい旨の発言があった。

(5) その他

三木審議官より、本日の貴重なご意見を踏まえ、更に制度設計を進めていく旨の発言があった。

また、事務局より、本日の議事要旨は事務局で作成しホームページ上で公開すること、議事録は委員にご確認いただいた後に公開する旨説明。

以上

関連リンク

[ガスシステム改革保安対策ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室

